敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機の40年廃炉と 再生可能エネルギーへの転換を求める意見書

平成24年6月、福島第一原子力発電所の事故を教訓に、原子力規制委員会設置法が成立した。この法律は、原子力発電の運転期間を40年と定めているが、原子力規制委員会が許可すれば20年延長することを可能にしている。

現在、国内には運転期間40年を超えている発電設備は、敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機の3基である。

また同年9月に岐阜県が公表した「放射性物質拡散シミュレーション結果について」 (11月に追補版)では、敦賀発電所が福島第一原子力発電所と同等の事故を起こした際に、羽島市にも年間20ミリシーベルト以上の被爆量が生じることが判明した。

わが国は、「地震・津波大国」にもかかわらず、国内には54基もの原子力発電所があり、東日本大震災規模の災害が発生すれば、全国に取り返しのつかない壊滅的な被害が及ぶ危険性がある。原子力発電所の安全性神話が崩壊した今、運転期間の延長を認めることはできない。

よって、安全な未来を次世代に引き継ぐために、下記について強く要望する。

## 【要望項目】

- 1. 運転期間40年を超えている、敦賀発電所1号機、美浜発電所1号機・2号機を廃 炉とすること。
- 2. 原子力発電への依存度を少なくし、再生可能エネルギーの抜本的な拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月26日

岐阜県羽島市議会

## (提出先)

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・経済産業大臣 内閣府特命担当大臣(原子力行政)・内閣官房長官